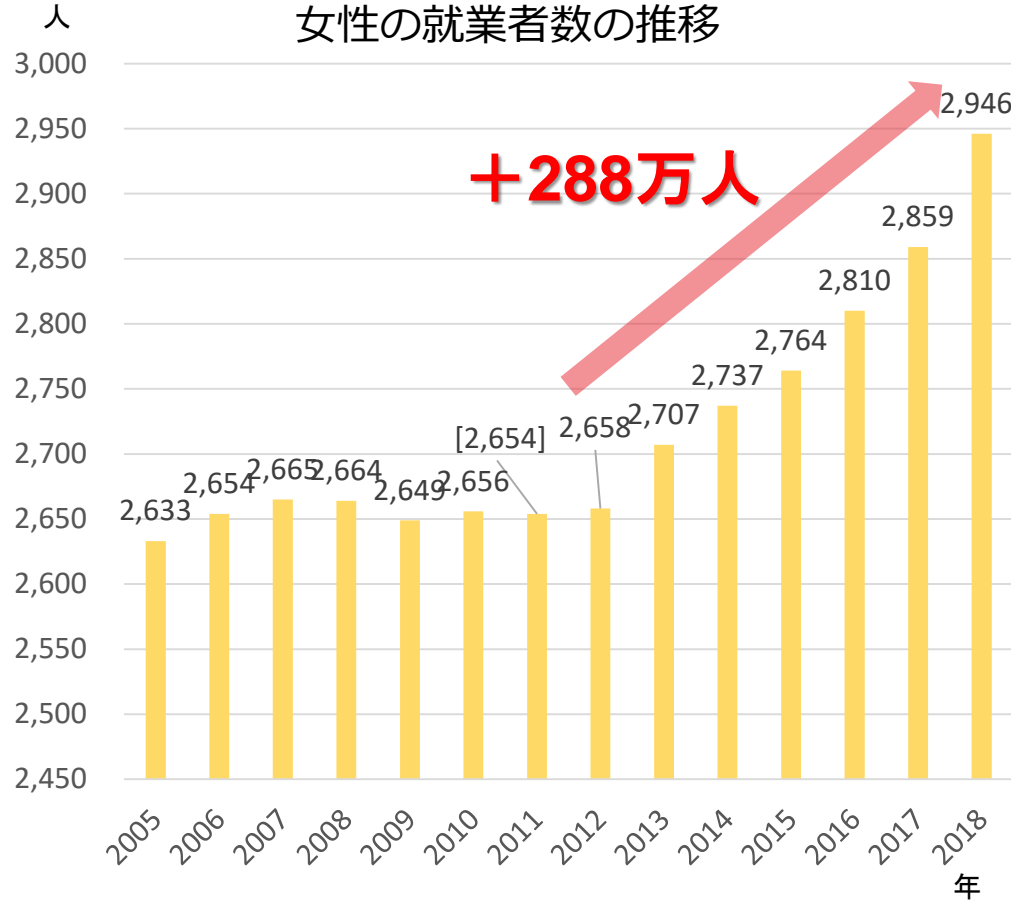


女性活躍の進展

女性の就業者数は、
6年(2012～18年)で、**288万人増加**。

上場企業における女性役員数は、
6年(2012～18年)で、**約2.7倍に増加**。

女性の就業者数の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 平成23年の就業者数は、総務省が補完的に推計した値。

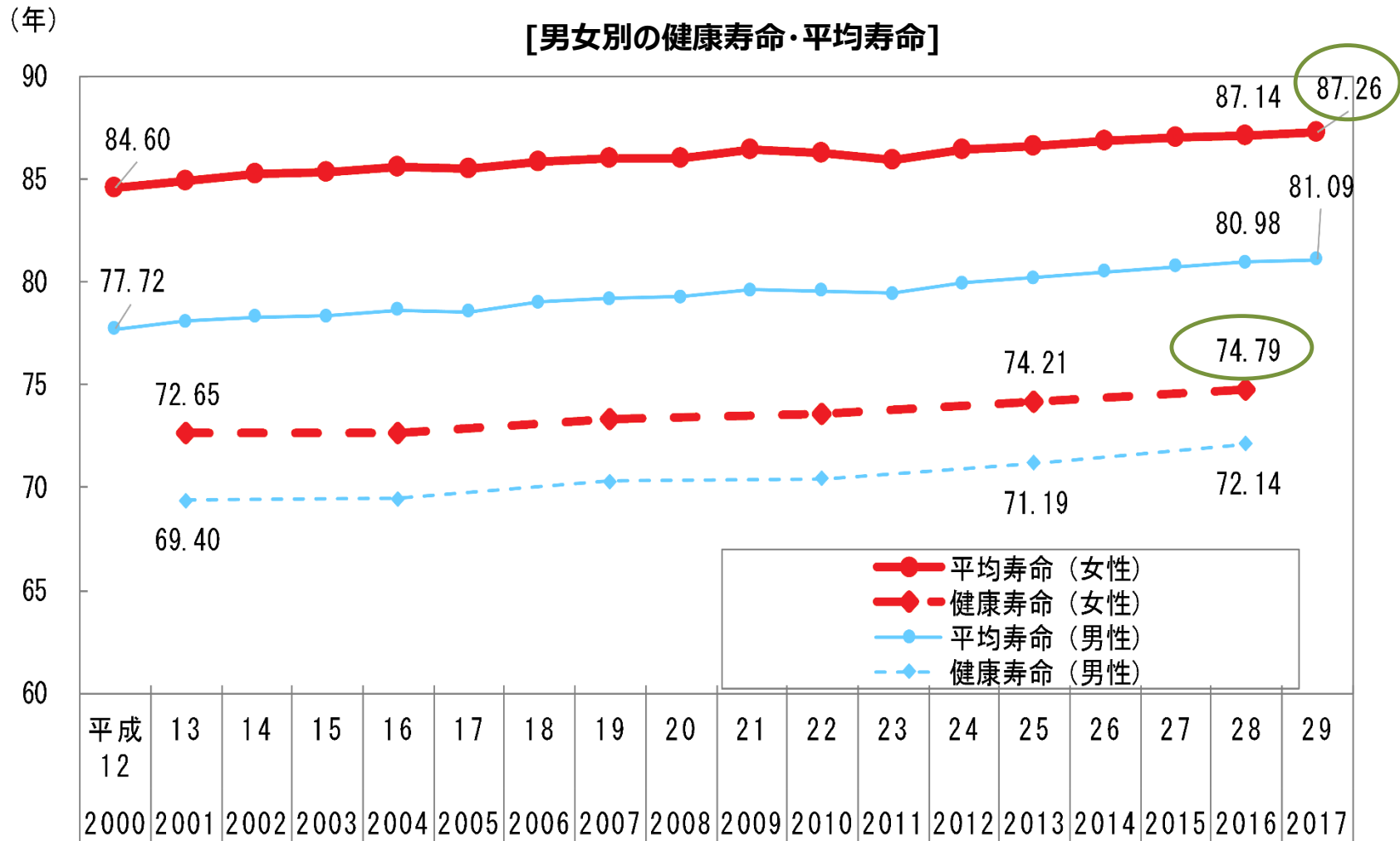
上場企業の女性役員数の推移



出典: 東洋経済新報社「役員四季報」
(注): 調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。
「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役員及び執行役。

人生100年時代

女性の平均寿命は87.3歳、健康寿命は74.8歳。



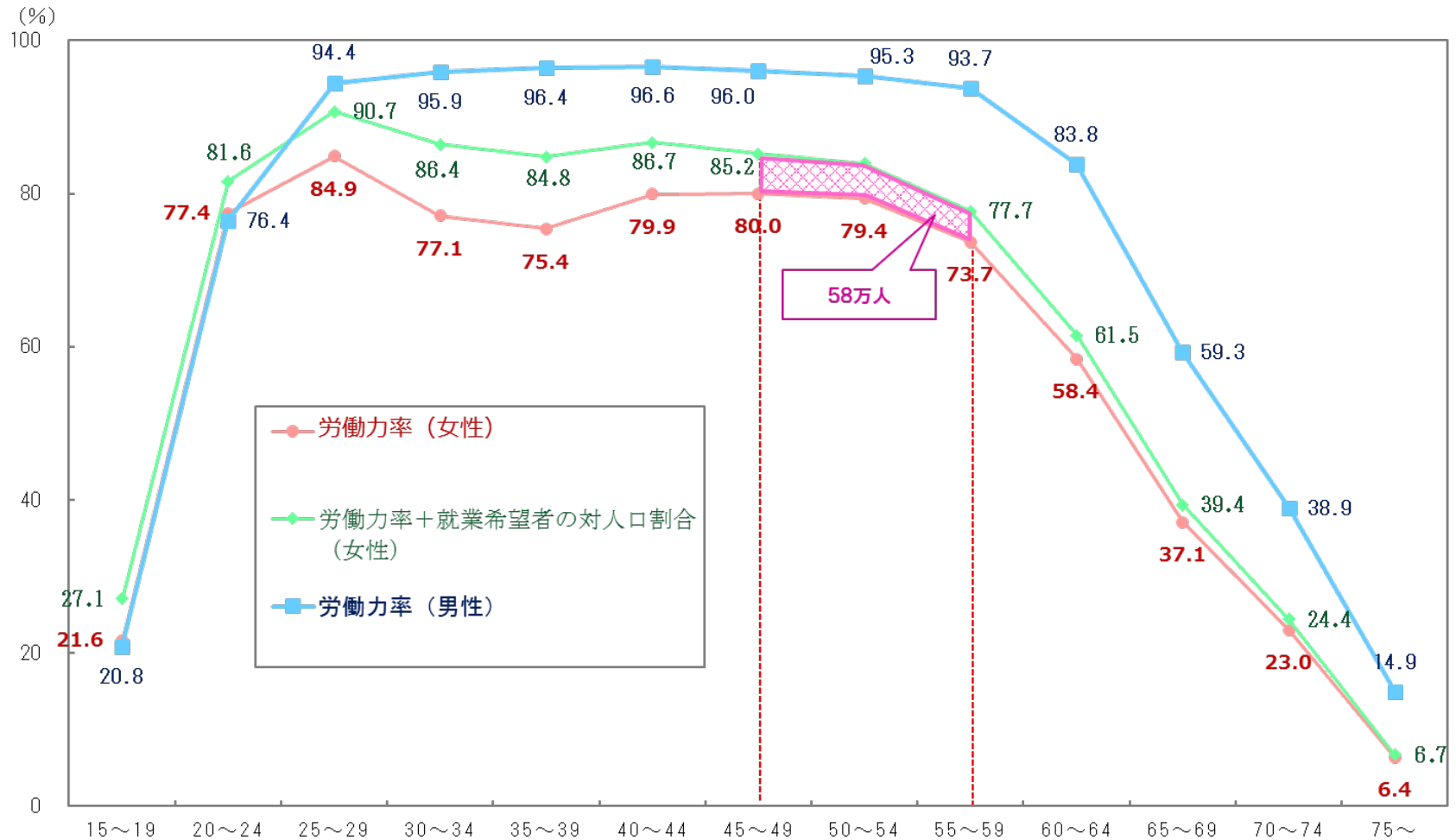
(備考)

1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、厚生労働科学研究資料より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間の平均。

(年)

男女別労働力率（平成30年）

45～59歳の就業を希望する女性の非労働人口は58万人。

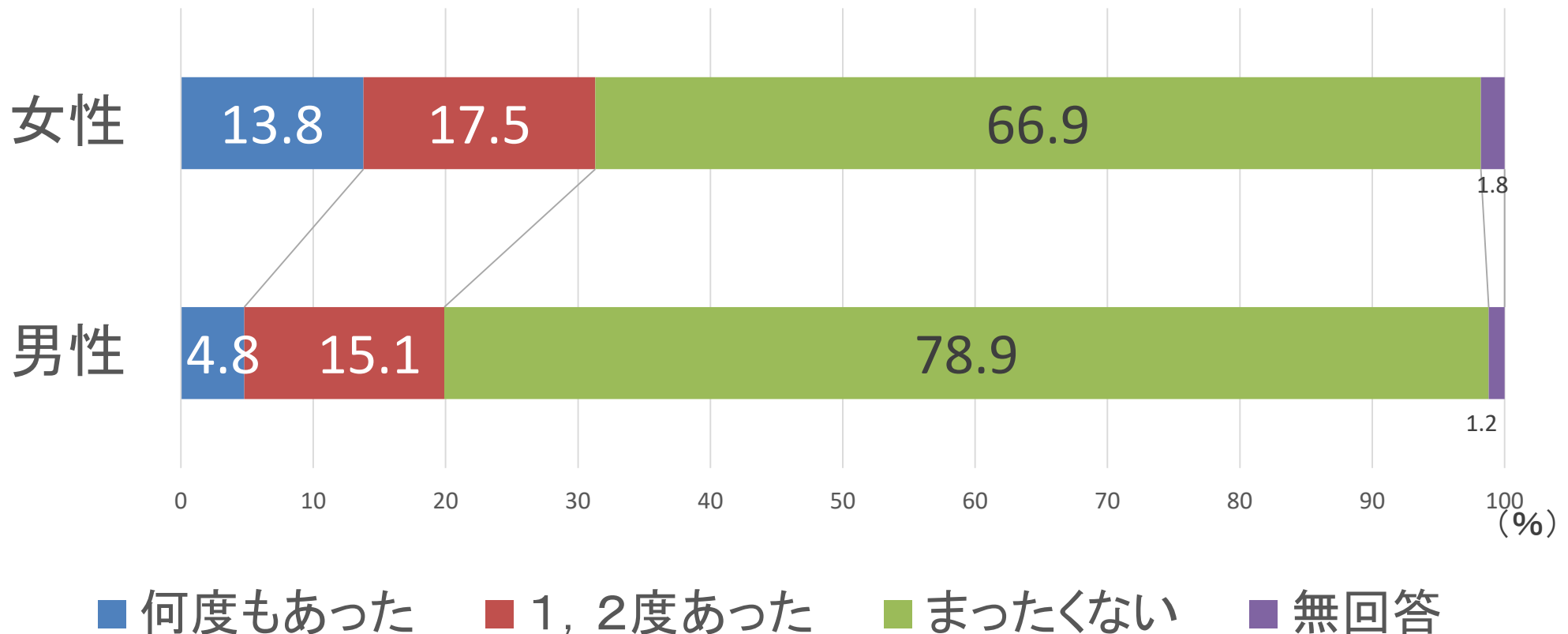


（歳）

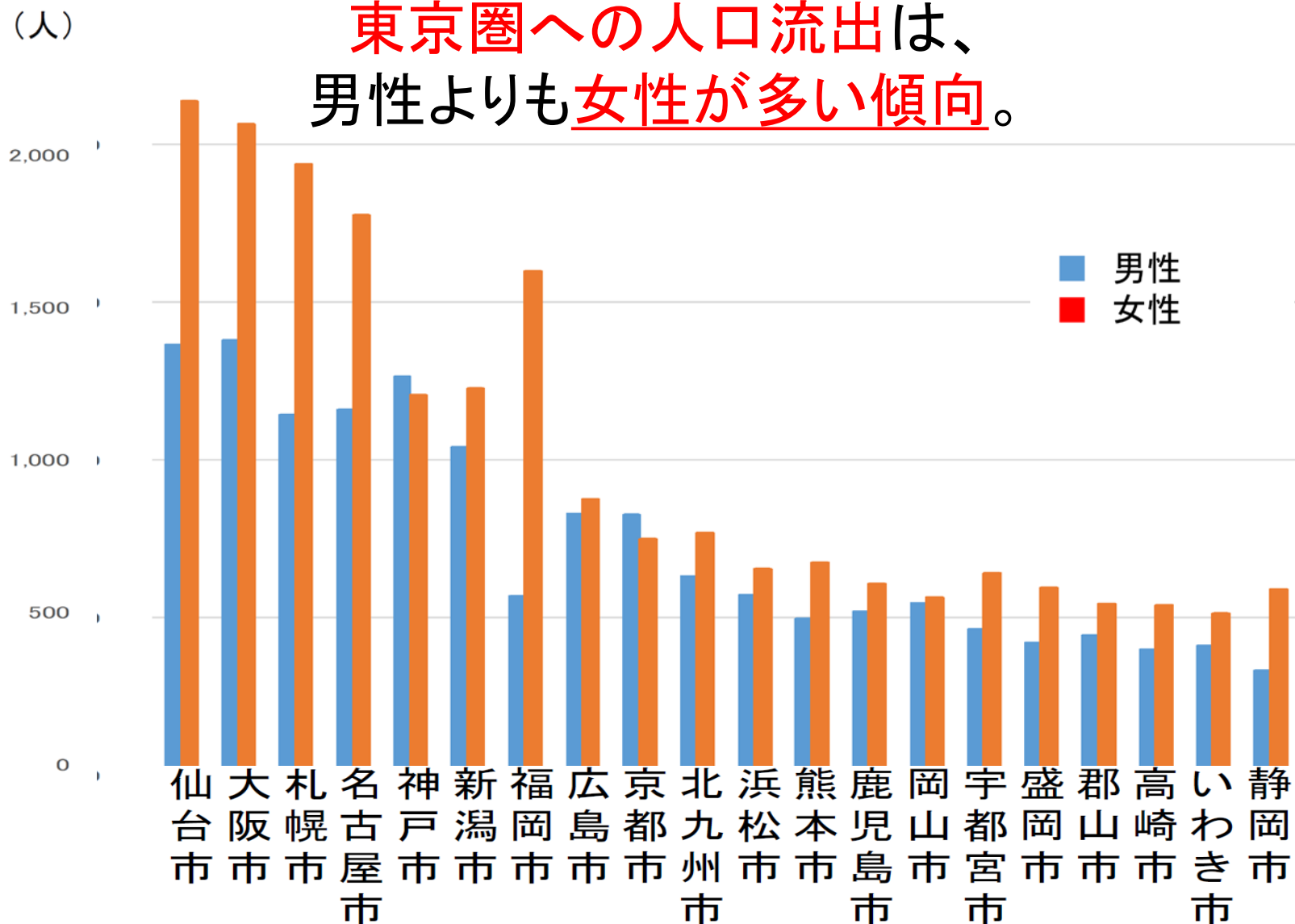
- （備考） 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成30年）より作成。
 2. 「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業率+完全失業者）の割合

配偶者からの暴力の被害者経験

女性の約3人に1人が配偶者からの暴力の被害を受けた経験があり、約7人に1人が何度も受けたと回答。



東京圏への転入超過数 上位20団体 2017年



資料: 住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

女性活躍加速のための重点方針2019（要旨）

（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

- **健康寿命の延伸や女性の就労意欲等を踏まえ、生涯を通じた女性の社会参画が重要**
- **女性が抱える困難な状況や女性に対する暴力等がいまだ解決されず**
- **女性が活躍するためには地域の実情に応じた取組が重要**



- **人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築を目指す**
- **困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現に正面から取り組む**
- **「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進**

女性活躍加速のための重点方針2019（要旨）

（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

I 安全・安心な暮らしの実現

- **女性に対するあらゆる暴力の根絶**
民間シェルター等の取組促進
DV対応と児童虐待対応との連携許可等
- **生涯を通じた女性の健康支援の強化**
- **困難を抱える女性への支援**



II あらゆる分野における女性の活躍

- **地方創生における女性活躍の推進**
- **女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進**
女性活躍推進法の改正を踏まえた取組、女性の学び直し、就業ニーズの実現 等
- **男性の暮らし方・意識の変革**
- **政治分野における女性の参画拡大**
- **あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成**

III 女性活躍のための基盤整備

- **女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実**
- **子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進**
- **性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応**
- **女性活躍の視点に立った制度等の整備**

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)

法改正

- 児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制の強化
- 配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、児童相談所等への研修の充実
- DV被害者支援に係る手引き・マニュアルの改訂と児童相談所等への周知徹底
- 危険度判定（リスクアセスメント）に基づく加害者対応や被害者支援の方針(連携指針等)についてのとりまとめ、加害者更生プログラムの基本的な考え方についての検討 など

法改正概要（児童虐待防止法等一部改正法 抜粋）

令和元年6月19日成立
令和2年4月1日施行

- ② DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

背景・経緯

- 「DV防止法」が制定されてから18年が経過
- 民間シェルターはニーズに合った柔軟な支援が可能
- 公的支援に乏しく財政面・人的基盤の不足

- 2月から4回開催
- アンケート調査による実態把握

報告書概要（5月とりまとめ）

- ✓ 民間シェルターの支援理念や手法はDV被害その他の生きづらさや困難を抱える女性に対する支援における重要な社会資源。
- ✓ DV被害者等の支援という共通の目的のもと、民間と行政が対等な立場で考えや情報を共有し、連携して支援にあたる必要。

- 民間シェルターの基盤強化と対応力の向上
- 加害者対策に向けた調査研究の実施
- 児童虐待対策との連携強化

6月18日決定した「女性活躍加速のための重点方針2019」において、民間シェルター等における被害者支援のための取組促進を明記。


趣旨

- ◆ DVをはじめとする多様な困難に直面することにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性に対する支援等について、
- ◆ ニーズに沿った支援を行う民間シェルターや相談センター等との連携とともに、
- ◆ 支援策の充実などを政府一体となつて推進するために開催する。

(令和元年6月18日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

構成員

- ◆ 議長：内閣官房副長官補
- ◆ 議長代理：内閣府審議官（事務次官級）
- ◆ 構成員：局長級（男女共同参画局、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）



7月中に第1回を開催し、年末を目途に、民間シェルターへの支援の抜本的強化やDVを始めとする困難に直面する女性に対する支援の政策パッケージをとりまとめ。

(1) 一般事業主行動計画の拡大強化

- 行動計画策定義務の対象企業の拡大 (301人以上→101人以上)

(2) 情報公表の促進

- 情報公表義務の対象企業の拡大 (301人以上→101人以上)
- 情報公表項目の拡大
- 情報公表の適正化を確保するため、勧告違反の場合の企業名公表制度の創設



(3) えるぼし認定の見直し

- 「プラチナえるぼし(仮称)」を創設。取得企業は、行動計画策定義務を免除。



6月5日、女性活躍推進法等の一部改正法を公布

政治分野の男女共同参画の推進に関する法律

基本原則

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。 など



基本原則にのっとり

責務等

- ①国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。
(実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境の整備、人材の育成等)
- ②政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

政党に対する働きかけ

各政党に対して、数値目標の設定やポジティブ・アクション導入等の自主的な取組の検討を要請。



片山男女共同参画・女性活躍担当大臣から
自民党の二階幹事長への要請（平成30年12月27日）



片山男女共同参画・女性活躍担当大臣から
公明党の斉藤幹事長への要請（平成30年12月27日）

国際的関心の高まり

今年は、女性活躍の関係の国際会議が多数開催予定。



3月23日・24日に合同開催
※ G20は、6月28日・29日。



「不平等との闘い」
が全体テーマ



「女性，中小企業
及び包摂的成長」
が優先課題

女性政治指導者サミット
(6月26日・27日に開催)





ご清聴ありがとうございました